

資料

イギリスの「一九八四年警察及び刑事証拠法」の改正「実務規範」(一)

稲田隆司

目次

- 一 はじめに
- 二 被疑者取調のテープ録音に関する実務規範・実務規範E
(以上本号)
- 三 警察官による停止および搜索権限の行使についての実務規範・実務規範A
- 四 警察官の行う施設の搜索および身体または施設で警察官が発見した財産の押収に関する実務規範・実務規範B
- 五 警察官による身柄拘束、処遇および取調についての実務規範・実務規範C
- 六 警察官による人の識別のための実務規範・実務規範D

一 はじめに

周知のように、「一九八四年警察及び刑事証拠法 (The Police and Criminal Evidence Act 1984) 以下、一九八四年法と略称する。」とは、二〇世紀後半にイギリスで敢行されてきた一連の大規模な刑事司法改革の重要な成果のひとつである。その意図は、主に、長年にわたる判例法および個々の単行法の蓄積の結果、あまりにも複雑になってしまった捜査法および証拠法を整理・統合することであった。¹⁾

かかるねらいをもって成立した一九八四年法は、それ自体相当地に大部なものである。しかしながら、それでも同法によって様々な捜査手法や証拠の取扱方を逐一詳細かつ個別的に規定す

ることは不可能であったし、また、将来見込まれる社会的変化に柔軟に対応する必要上からも、種々の手続を制定法の形で固定的に規定することは必ずしも望ましいことではないと考えられた。そこで、一九八四年法は、その六六条において、実務の指針となり、ある程度柔軟に改正可能なガイド・ラインすなわち「実務規範 (Codes of Practice)」を制定する余地を残したのである。

一九八四年法六六条を受けて実際に設けられた実務規範は五種類ある。すなわち、「警察官による停止および搜索権限の行使についての実務規範 (Code of Practice for the Exercise of Powers of Stop and Search by Police Officers)」：実務規範A「警察官の行う施設の搜索および身体または施設で警察官が発見した財産の押収に関する実務規範 (Code of Practice for the Searching of Premises by Police Officers and the Seizure of Property Found by Police Officers on Persons or Premises)」：実務規範B「警察官による身柄拘束、処遇および取調についての実務規範 (Code of Practice for the Detention, Treatment and Questioning of Persons by Police Officers)」：実務規範C「警察官による人の識別のための実務規範 (Code of Practice for the Identification of Persons by Police Officers)」：実務規範D「そして「被疑者取調のテープ録音に関する実務規範 (Code of Practice on Tape Recording of Interviews with Suspects)」：実務規範

E」である。

実務規範が最初に施行されたのは一九八六年であった。このときに施行されたのは、実務規範A、実務規範B、実務規範Cおよび実務規範Dである。残る実務規範Eは遅れて一九八八年に施行されたが、この遅延の理由は、同規範を実際に運用するための設備すなわち録音機器や専用取調室などの開発・整備に時間を要したためである。その後、様々な立法などの影響を受け、一九九一年には実務規範A、B、CおよびDが、一九九五年には全ての実務規範が、そして一九九七年および一九九九年には実務規範Aが改正を受けている。二〇〇一年現在、実務規範Aについては一九九九年改正版が、その他のものについては一九九五年改正版が効力を有している。

実務規範はその性格上あくまでも警察官ら犯罪捜査実務を担う者に向けたガイド・ラインに過ぎず、その遵守が法的に義務づけられているわけではないけれども、警察官による実務規範の違反の事実が懲戒事由となりうるし、実務規範に違反して獲得された証拠は一九八四年法の規定に則って排除される場合もあり、この意味で、実務規範はイギリス刑事手続において極めて大きな重要性を有するものといえる。

実務規範については、わが国においても、一九八四年法成立当初に詳細な紹介がなされている。しかしながら前述のように、当時は実務規範Eは発効していなかったし、また、いずれの実務規範も、程度の差こそあれ、その後いく度かの改正が加えら

れてもいる。この意味で、ここで現行の実務規範を紹介することには、いくばくかの意義があるものと考えられる。

以上の見地から、本稿においては、一九八四年法の改正実務規範を順次紹介してゆくこととしたい。

二 被疑者取調のテープ録音に関する 実務規範・実務規範E

第一条 総則

一条一項 本実務規範は、一九八四年警察及び刑事証拠法六〇条一項(b)の規定により、全ての警察署において、警察官、身柄を拘束されている者および市民にとって利用可能な状態におかれなければならない。

一条二項 本規範に含まれる指導注記は本規範を構成するものではない。それらは本規範の適用および解釈に当たり警察官その他の者に対する指針となるものである。

一条三項 本規範のいかなる規定も、警察官による身柄拘束、取扱および取調に関する実務規範(実務規範C)の要求をいかなる文脈においても損なうものではない(指導注記一A参照)。

一条四項 本規範は、実務規範C一条二項に該当する者には適用されない。

一条五項 本規範における「適切な成人」の用語は実務規範C一条七項におけるそれと同義である。また、「ソリシター」の

用語は実務規範C六条二項におけるそれと同義である。

【指導注記】

一 A 実務規範Cにおけると同様に、勾留官 (the custody officer) という場合には、現に勾留官としての役割を果たしている者を含む。

第二条 録音およびマスター・テープの封印

二条一項 取調の録音は、当該取調の公平かつ正確な記録としての信頼性を十分に担保するために、公開で行われるものとする(指導注記二A参照)。

二条二項 本規範においてマスター・テープという第一のテープは被疑者立会の下で封印されるものとする。第二のテープは実務の用に供せられるものとする。マスター・テープとは、ツイン・デッキの録音機によって録音された二本のテープのいずれか一本、またはシングル・デッキの録音機によって録音された一本のテープとする。実務の用に供されるテープとは、ツイン・デッキの録音機によって録音された二本目のテープ、またはシングル・デッキの録音機によって録音されたマスター・テープの複製とする(指導注記二Bおよび二C参照)。

【指導注記】

二 A 警察官は、可能な限り、録音装置の存在が不必要に目立

たないよう努めるものとする。しかしながら、録音装置または録音テープに干渉を加える何らの機会も存在しないことを被疑者に対して明示しなければならない。

二B 被疑者立会の下でマスター・テープを封印する目的は、当該テープの完全性が担保されていることにつき被疑者の信頼を得るためである。シングル・デッキの録音機が用いられる場合には、マスター・テープからの実務の用に供されるテープの複製は被疑者立会の下でなされなければならない。その際には、マスター・テープが被疑者の視界から離れることのないようになされなければならない。実務の用に供されるテープは、その必要が生じた場合には更に複製を作成するために用いることができる。録音機は、通常の音声録音機能および計時機能またはその他の保安装置を備えるものとする。

二C 本規範にいう「テープ (tapes)」の用語は、シングル・デッキの録音機が用いられる場合には、適宜「テープ (tape)」と解釈されるものとする。

第三条 テープ録音の対象となる取調

三条一項 本規範三条二項の場合を除き、以下に掲げる取調のテープ録音は警察署において行われるものとする。

- (a) 正式起訴犯罪(正式起訴または略式起訴いずれも可能な犯罪を含む)に関して実務規範C一〇条による権利告知を受けた者の取調(指導注記三Aおよび三B参

照)。

(b) 被疑者が本項(a)に規定した犯罪で訴追(charge)された後、または訴追(prosecute)されるかもしれないことを告げられた後に、警察官が被疑者に対し例外的に当該犯罪についてさらに質問を行った結果として発生した取調(指導注記三C参照)。

(c) 被疑者が本項(a)に規定した犯罪で訴追(charge)された後、または訴追(prosecute)されるかもしれないことを告げられた後に、警察官が被疑者に対し他の者の供述書または他の者の取調の内容について注意を促す目的で行われる取調(指導注記三D参照)。

三条二項 以下の場合にはテープ録音は要求されない。

- (a) 一九八九年テロ行為防止(暫定)法(The Prevention of Terrorism (Temporary Provisions) Act 1989) 一四条一項(a)もしくは付則五条六項により逮捕された者の取調、または、テロ行為に関係しもしくはテロ行為に従事する組織の目的の助長に寄与したと疑うに足る合理的な根拠のある犯罪について質問を受けている者の取調。この規定は、北アイルランドに関連するテロ行為、または、連合王国もしくは北アイルランドを除く連合王国の諸地域のみに関連するテロ行為以外のテロ行為にのみ適用される。「テロ行為」の定義

は、一九八九年テロ行為防止(暫定)法二〇条一項に従う(指導注記三E、三F、三Gおよび三H参照)。

(b) 一九一一年国家機密法(The Official Secrets Act 1911) 一条の犯罪についての合理的な根拠のある嫌疑を受けている者の取調(指導注記三H参照)。

三条三項 勾留官は、以下の場合に、取調官が取調のテープ録音を行わないことを認めることができる。

(a) 機器の故障または適切な取調室もしくは録音装置の利用不能のために録音の実施が合理的に不可能であり、かつ権限を有する警察官が、合理的な理由に基づいて、故障の回復または適切な取調室もしくは録音装置が利用可能となるまで取調を延期することが適当でないと思料する場合(指導注記三I参照)。

(b) 訴追(prosecution)が行われないであろうことが最初から明らかな場合。

これらの場合には、取調は書面に記録され、かつ実務規範C 一条に従うものとする。全ての場合において、勾留官は、テープ録音が行われなかった理由を明確に記録するものとする(指導注記三K参照)。

三条四項 任意に警察署に出頭している者に対して取調が行われている場合において、警察官がその者を被疑者と信ずるに足る根拠を得たとき(すなわち、実務規範C 一〇条一項に従って被疑者が権利告知を受けるべきとき)には、勾留官が三条三項

の規定によりテープ録音を行わないことを許可する場合を除き、その後の取調はテープ録音されるものとする。

三条五項 供述の繰り返しおよび読み返しを含む各々の取調の全過程が録音されるものとする。

【指導注記】

三A 本規範のいかなる規定も、三条一項に含まれない犯罪によって権利告知を受けた者の警察署での取調に関して、警察の裁量によりテープ録音を行わない旨を定めるものではない。このことは、本規範に従う旨規定されている犯罪について、訴追(charge)された後または訴追(prosecute)されるかもしれない旨を伝えられた後の被疑者の応答に関しても同様である。

三B 与えられた質問またはその応答の意味を正しく認識しえない程度にまで酒類または薬物の影響を受けている者の取調においては、実務規範C 一二条三項に定めのある制約に留意しなければならぬ。

三C 被疑者が特定の犯罪の訴追(charge)後においても当該犯罪に関する質問をなされうる状況については、実務規範C 一六条五項に規定がある。

三D 他の者がなした供述について、訴追(charge)後に注意を喚起する場合に必要な手続については、実務規範C 一六条四項に規定がある。他の者の取調の内容について被疑者の注意を喚起するためのひとつの手段としては、被疑者に当該取調の

録音テープを再生して聴かせることがありうる。

三E 一九八九年テロ行為防止(暫定)法一四条一項(a)は、同法二条、八条、九条または一〇条の罪を犯したことにつき合理的な嫌疑のある者を無令状で逮捕することを許している。

三F 一九八九年テロ行為防止(暫定)法二〇条一項によれば、「テロ行為とは、政治目的のための暴力の行使を意味し、これには公衆または公衆の一部を不安に陥れる目的での暴力の行使も含まれる」。

三G 以下の点に注意が払われなければならない。すなわち、本規範三条二項の規定は、北アイルランドに関連するテロ行為にかかわる犯罪の被疑者、または、連合王国もしくは北アイルランド以外の連合王国の諸地域にのみ関連するテロ行為以外の種類のテロ行為にかかわる犯罪の被疑者、または、かかるテロ行為を助長する目的でなされる犯罪の被疑者にのみ適用される。その他の種類のテロ行為に関連する犯罪の被疑者またはかかるテロ行為に従事する組織の目的を助長する犯罪の被疑者の取調は、本規範のその余の規定に従って行われなければならない。

三H 録音が行われている取調の途中で、取調を受けている者が本規範三条二項の適用のある犯罪に関与したかもしれないことが明らかになった場合には、取調官は録音機を停止しなければならない。

三J より重大な犯罪の被疑者の取調については、可能な限りテープ録音が行われるべきである。

三K テープ録音を行わない旨の決定は、それがいかなる理由によるものであっても、公判における審判の対象となりうる。したがって、権限を有する警察官は、それぞれの場合における白らの決定を正当化する用意をすべきである。

第四条 取調

(a) 取調の開始

四条一項 被疑者が取調室に入室した場合、警察官は遅滞なく、しかし被疑者の面前において、録音機に新しいテープを挿入し録音に供するものとする。用いられるテープは未開封のものであるか、または被疑者立会の下で開封されたものでなければならぬ(指導注記四A参照)。

四条二項 警察官はその後、被疑者に、テープ録音に関して以下のことを公式に告げるものとする。

- (a) 当該取調がテープ録音されること。
- (b) 当該取調を行う警察官および同席する全ての警察官の氏名および階級。ただし、テロ行為の捜査に関する取調の場合には、氏名ではなく任命書(warrant)または身分証明書番号を告げるものとする。
- (c) 被疑者および同席している第三者(たとえばソリシター)の氏名。
- (d) 取調の日時、開始時刻および場所。
- (e) テープに発生するであろう事項についての注意が被

疑者に与えられること(指導注記四B参照)。

四条三項 警察官はその後、以下の文言で被疑者に権利告知を行うものとする。

「あなたは何も発言する必要はない。しかしながら、あなたが後に公判で依拠しようと考えている事情について質問があった場合に、これに言及しないことは、あなたの防衛に不利な影響を及ぼす恐れがある。あなたの発言は全て証拠となりうる」。

当該権利告知の意義が担保されている限り、用語上の些細な逸脱は本項の要求に対する違反を構成しない(指導注記四C参照)。

四条三項 A 警察官は、被疑者に対し、無料かつ個別的に法的助言を受ける権利のあること、および実務規範C六条五項に従って電話でソリシターと話をすることができることにつき、注意を喚起するものとする。

四条三項 B 警察官はその後、テープ録音下の取調以前になされた重要な供述もしくは黙秘の事実を被疑者に示し、かつ、以前の供述もしくは黙秘を維持するか否認するか、または何か付け加える意思があるか否かを被疑者に問うものとする。「重要な」供述または黙秘とは、被疑者に対して不利益な証拠として用いられうると考えられるもの、特に、直接的な有罪の承認、または質問への応答もしくは完全な応答をしないこともしくは拒否することを意味し、一九九四年刑事司法及び公共秩序法

(the Criminal Justice and Public Order Act 1994) 第三部の下での推定を引き出しうるものを指す。

一九九四年刑事司法及び公共秩序法三六条および三七条にかかるとの特別警告

四条三項 C 逮捕後取調を受ける被疑者が、適正な警告を受けた後に、特定の質問への応答または完全な応答をせずまたは拒否する場合には、裁判所または陪審は、一九九四年刑事司法及び公共秩序法三六条および三七条の下で、黙秘から適切な推定を引き出すことができる。これは以下の場合に適用される。

(a) 被疑者が警察官に逮捕され、かつ、被疑者の身体、またはその着衣もしくは履物、またはその他の所持品、または逮捕の現場において、何らかの物品、痕跡もしくは物質、またはかかる物品の痕跡が発見され、かつ、その者が、発見された物品、痕跡または物質に関する説明をせずまたは拒む場合。

(b) 逮捕された者が、その者の逮捕の理由となつた犯罪が行われたとされる場所で行われたとされる時刻または近接の時刻に警察官によって発見され、かつ、その者が自らが当該場所に居たことの説明をせずまたは拒む場合。

四条三項 D 被疑者がこれらの事柄の一についての質問に対する応答または完全な応答をせずまたは拒んだことから推定を引

き出すためには、取調官は第一に被疑者に対して以下について通常の言語で告げなければならない。

- (a) 捜査の対象になっている犯罪は何か
- (b) 取調官が被疑者に説明を求めている事実は何か
- (c) 取調官が、当該事実は被疑者が問題の犯罪に関与したことを示すであろうと信じていること。

(d) もし被疑者が質問の対象となっている事実についての説明をせずまたは拒む場合には、裁判所がその黙秘から適切な推定を引き出すかもしれないこと。

(e) 取調についての記録が作成されており、もし被疑者が裁判に付された場合には、それが証拠として提出されるかもしれないこと。

四条三項E その者が権利告知を受けた事実にかかわらず、協力をしないことがその者に対する即時の取扱い影響を及ぼしている場合には、その者は、関連して生ずるであろう結果について、およびそれらが権利告知によって影響を受けないことについて告げられるべきである。たとえば、訴追 (Charge) を受け氏名および住所の提示を拒む場合には身柄を拘束されることがありうる。また、たとえば一九八八年道路交通法 (The Road Traffic Act 1988) においてどのように、制定法上の要求があるにもかかわらず、事情および情報の提供を拒むことは、犯罪を構成しまたは逮捕されることがありうる。

(b) 聾者の取調

四条四項 被疑者が聾者または聴覚に疑いのある者の場合には、警察官は本規範に従って取調のテープ録音を行うとともに、実務規範Cの要求に従って同時記録を作成するものとする (指導注記四Eおよび四F参照)。

(c) 被疑者による異議および不服申立

四条五項 被疑者が、取調の開始時、取調中または休憩時には、取調がテープ録音されていることに対して異議申立をなす場合には、警察官は、取調がテープ録音されている事実および本規範の規定が被疑者の異議申立をテープ録音する旨求めている事実を説明するものとする。異議がテープに録音された場合または被疑者が異議の録音を拒んだ場合には、警察官は録音機を停止することができる。その場合には、警察官は、録音機を停止する事実およびその理由を録音した後録音機を停止するものとする。警察官はその後、実務規範C一条に従って、取調の書面記録を作成するものとする。しかしながら、警察官が、録音機を作動させたまま取調を継続した方がよいと合理的に思料する場合には、録音を継続することができる (指導注記四G参照)。

四条六項 取調中に、取調を受けている者またはその代理人から、本規範または実務規範Cの諸規定に関して不服申立があった場合には、警察官はその後、実務規範C一二条八項に従って

行動するものとする(指導注記四日および四丁参照)。

四条七項 被疑者が、被疑事実となつてゐる犯罪とは直接かかわりのない問題について警察官に話したいと希望し、かつそれがテープに録音されることを望まない旨申し立てた場合には、被疑者には、正式な取調の終了後にその問題について警察官に話す機会が与えられるものとする。

(d) テープの交換

四条八項、テープの残量が少なくなつたことが示された場合、警察官は、テープが間もなく終わることおよび取調がいつたん終了することを被疑者に告げるものとする。警察官が取調の継続を希望し、しかし二組目のテープが準備されていない場合には、警察官はもう一組のテープを入手するものとする。被疑者は、付き添いなしで取調室に残されないものとする。警察官は録音機からテープを取り出し、新しいテープを挿入する。新しいテープは、未開封または被疑者の立会の下で開封されるものとする。その後、新しいテープによる録音が行われるものとする。特に複数組のテープが用いられる場合には、それぞれのテープにおいて混乱が生じないように注意が払われなければならない。テープには、それらが録音機から取り出された後直ちに認識番号を付すことが望ましい。

(e) 取調中の休憩

四条九項 取調中に休憩がとられ、かつ被疑者が取調室から退室する場合には、休憩の事実、その理由およびその時刻がテープに録音されるものとする。テープはその後、録音機から取り出されるものとする。取調終了のための手続は本規範四条一四項に規定がある。

四条一〇項 休憩が短期間であり、かつ被疑者および警察官がいずれも取調室に在室する場合には、休憩がとられた事実、その理由およびその時刻がテープに録音されるものとする。録音機は停止してもよい。しかしながら、この場合にはテープを取り出す必要はなく、かつ取調の再開時には同一のテープに録音が継続されるものとする。取調再開の時刻はテープに録音されるものとする。

四条一一項 権利告知下の取調において休憩がとられる場合には、取調官は、取調を受けている者が引き続き権利告知下にあることおよび同人の法的助言を受ける権利の存在について注意を喚起するよう努めなければならない。これについていささかでも疑問のある場合には、取調再開時に権利告知が完全に繰り返されなければならない(指導注記四Kおよび四L参照)。

(f) 録音設備の不調

四条一二項 録音設備の不調が、たとえば新しいテープに入れ換えるなどの手段で迅速に解消可能なものである場合には、本

規範四条八項に定めのある適切な手続が採られるものとし、かつ、取調再開時には、警察官は、発生した事実を説明し取調再開時刻を録音するものとする。しかしながら、当該録音機で録音を継続することが不可能であり、かつ、代替録音機または他の取調室の録音機の利用が困難である場合には、テープ録音することなしに取調を継続することができる。かかる状況においては、勾留官の許可を求めることを規定した本規範三条三項の手続が適用される（指導注記四M参照）。

(g) 録音機からのテープの取り出し

四条一三項 取調中に録音機からテープが取り出される場合には、それらのテープは保管されるものとし、かつ本規範四条一五項に定める手続が適用される。

(h) 取調の終了

四条一四項 取調終了時には、被疑者は発言内容の確認および追加の機会を提供されるものとする。

四条一五条 供述書の見直しおよび読み返しを含む取調終了時には、その時刻が録音されるものとし、録音機のスイッチが切られる。マスター・テープはマスター・テープ・ラベルによって封印され、特段の変更のない限り規則に従って永久的に証拠物として取り扱われるものとする。警察官はラベルに署名し、かつ被疑者および立会の第三者にも署名を求めるものとする。

被疑者または第三者がラベルへの署名を拒む場合には、警部以上の階級に属する警察官またはこれが可能でない場合には勾留官が取調室に呼び入れられ、かつラベルへの署名を求められるものとする。テロ行為の捜査に関する取調の場合には、ラベルに署名する警察官は、任命書または他の身分証明書の番号を用いるものとする。

四条一六項 被疑者は、テープ録音の産物の利用法およびその利用手続、ならびに、その者が訴追 (charge) されまたは訴追 (prosecute) されるであろうことを告げられた場合にはテープの複製が可能な限り速やかに交付される旨を説明する告知書を手渡されるものとする。

【指導注記】

四A 警察官は、取調の長さを見積もり、かつ、適切な数のテープおよびマスター・テープを封印するためのラベルを取調室に準備しておくよう努めるべきである。

四B 警察官が、被疑者および立会の第三者に自己紹介を求めるときは、声による身元確認という目的にとつて有益であろう。

四C 権利告知を受けた者がその意味を理解していないと思われる場合には、権利告知を行った警察官は、自らの言葉でさらにその説明を行うべきである。

四D (不使用)

四E 本規定は、聾者に対して、他の被疑者と同様に、取調の

完全な記録に直接触れる権利を付与することを目的とする。

四 F 聾者および英語を解することが困難な被疑者の取調のための通訳に関する実務規範 C 一三条二項、一三条五項および一三条九項の諸規定は、継続して適用される。テープ録音された取調においては、取調官は、実務規範 C 一三条に規定のある通訳による独立した取調記録作成の担保を要求されない。

四 G 警察官は、被疑者の意思に反する録音継続の決定が、公判における審議の対象となりうることに留意すべきである。

四 H 不服申立の処理のために勾留官が直ちに呼び寄せられる場合には、勾留官が取調室に入室し、かつ取調を受けている者に話しかけるまで、可能な限り録音機を作動させておくべきである。取調の継続または終了の判断は、実務規範 C 九条一項に基づき警部の決定があるまでは、取調官の裁量に委ねられるべきである。

四 I (不使用)

四 J 不服申立が本規範または実務規範 C に関係のない問題に関するものである場合には、取調継続の決定は取調官の裁量に委ねられる。取調官が取調の継続を決定した場合には、現に取調を受けている者に対して、当該不服申立の取扱は、取調終了時に勾留官に委ねられるであろうことが告げられるものとする。取調終了時に取調官は、可能な限り速やかに、勾留官に対し、不服申立の事実およびその性格について告げなければならぬ。

四 K 休憩後に再び権利告知を行うか否かを考慮するに当たり、

警察官は、取調を受けている者が、取調再開時に、自らがまだ権利告知下にあることを理解していたことにつき裁判所を満足させる必要があることに留意すべきである。

四 L 警察官は、取調中の休憩時または取調と取調との間に、被疑者から得られた記録された証拠に影響を及ぼす何らの事情も生じなかったことを裁判所に示す必要があることに留意すべきである。それゆえに警察官は、休憩終了後または次の取調の冒頭において、休憩の理由の概略を録音し、かつこれを被疑者に確認させることを考慮すべきである。

四 M 取調中にテープの一角が破損した場合には、当該テープは被疑者立会の下でマスター・テープとして封印され、かつ、取調は当該テープが取り出された時点で再開されるべきである。破損していないテープは、必要があれば取調後に、被疑者立会の下で複製され、かつ原本はマスター・テープとして封印されるべきである。破損していないテープを複製するための装置が容易に利用可能でない場合には、いずれのテープも被疑者立会の下で封印され、かつ取調が再び開始されるべきである。シングル・デッキの録音機が利用されている場合にテープの破損が発生し、当該録音機が破損したテープを複製する機能を備えていないものである場合には、当該テープは被疑者立会の下でマスター・テープとして封印され、かつ取調が再び開始されるべきである。

第五条 取調後

五条一項 警察官は、自らの手帳に、取調が行われかつテープに録音された事実、その時刻、長さおよび日付ならびにマスター・テープの認識番号を記録するものとする。

五条二項 その取調がテープ録音された者に関してその後何らの訴訟手続も行われなかつた場合であっても、当該テープは、本規範六条一項および指導注記六Aに従って保管されなければならない。

【指導注記】

五A テープ録音された取調に関するあらゆる書面記録は、国務大臣によって認可された統一指針 (national guidelines) に従って作成されるものとする。

第六条 テープの保管

六条一項 被疑者取調のテープ録音が行われるそれぞれの警察署の担当官は、特段の変更のない限り規則に従い永久的に、マスター・テープが安全に保管され、それらの移動の際には証拠として利用される他の物と同様の根拠に基づき説明が提示されるよう、必要な措置をとるものとする (指導注記六A参照)。

六条二項 警察官は、刑事手続のために必要とされるマスター・テープにつき、その封印を破棄する権限を有しない。マスター・テープを利用する必要がある場合、警察官は、公訴局 (The Crown Prosecution Service) の代理人の面前で封印が破棄

されるよう必要な措置をとるものとする。被告人またはその法的助言者は、その事実を告げられ、かつ立会をなす合理的な機会を与えられるものとする。被告人またはその法的代理人の立会がある場合には、被告人またはその法的代理人は、マスター・テープの再封印および署名を求められるものとする。それらの要求が拒絶された場合もしくは被告人またはその法的代理人の立会がない場合には、これは公訴局の代理人によってなされるものとする (指導注記六Bおよび六C参照)。

六条三項 刑事手続が行われず、必要のある場合には、マスター・テープの封印の破棄に必要な措置は、警察の長 (the chief officer of police) の責任において行われる。

【指導注記】

六A 本条は、取調終了時に封印が施されるマスター・テープの保管に関するものである。しかしながら、実務の用に供されるテープの紛失または破損は、マスター・テープへの不必要な接触の機会をもたらしうるので、実務の用に供するテープについても注意が払われるべきである。

六B テープが、公判付託決定後の保管のために刑事法院に移管されている場合には、公訴官 (the crown prosecutor) は、刑事法院の主任書記官 (the chief clerk) に対して、公訴官による封印破棄のために当該テープの移動を希望する旨の依頼をなすものとする。

六C 本規範本条において公訴局または公訴官という場合には、警察がそのために取調のテープ録音を行うものとされる、訴追に関する法的責任を有する全ての機関または者を含むものとする。

注

(1) 一九八四年法の邦訳としては、三井誠・井上正仁「イギリス警察・刑事証拠法／イギリス犯罪訴追法」法務資料四四七号(一九八八年)がある。また、同法成立過程の詳細については、三井誠「イギリス刑事司法の改革(一)——一九八四年警察・刑事証拠法および犯罪訴追法を中心に——」ジュリ九三七号六三頁以下などを参照。

(2) Archbold 2001 Criminal Pleading Evidence & Practice (2001) による。

(3) 渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の『実務規範』(一)(二)(三)(四・完)」判タ五九五号一八頁以下、五九六号二二頁以下、五九七号二六頁以下および五九九号二四頁以下。